

令和6年度 大田区 定期利用保育室の指導検査

保育内容編

大田区こども家庭部保育サービス課指導検査担当

保育内容の主な項目

<令和6年度 大田区定期利用保育室重点項目>

- 1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施 (1) ~ (4)
- 2 安全対策の徹底及び事故発生時の対応 (1) ~ (6)

<令和6年度 大田区定期利用保育室立入調査検査基準 特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準 より>

- 1 保育内容等
- 2 給食
- 3 健康管理・安全確保
- 4 共通事項

令和6年度の重点項目

1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

- (1) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。
- (2) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。
- (3) 食物アレルギー等のこどもの状況に配慮した食事の提供が適正に行われているか。
- (4) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

2 安全対策の徹底

- (1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。
- (2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。
- (3) 安全点検を定期的の実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。
- (4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止対策に配慮しているか。
- (5) 上記(1)～(4)にかかる事故発生時の対応等が適切に行われているか。
- (6) 感染症・食中毒等の予防対策が徹底されているか。

重点項目 1 (1)

1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(1) こどもの人権に十分配慮し、こども一人一人の人格を尊重した保育と虐待対応等の取り組みが適切に行われているか。

◆保育所は、こどもの人権を守るために、法的・制度的に裏付けられていことを認識し、こどもの人権等について理解する必要がある。

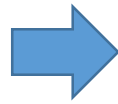
<不適切な保育の例>

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力を振るう。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩く。
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼ぶ。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置する。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置する。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。

保育所におけるこどもの心身に有害な影響を与える行為とは

①身体的虐待

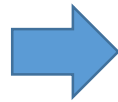
保育所等に通うこどもの身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること。



- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの暴力をふるう。
- 食事の際に、こどもの頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れる。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強くこどもの体を叩く。
- 身体的に拘束するなどの外傷を生じさせるおそれのある行為。
- 明らかな傷害を生じさせる行為。 など

②性的虐待

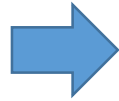
保育所等に通うこどもにわいせつな行為をすること又は保育所に通うこどもを介してわいせつな行為をさせること。



- 下着のままで放置する。
- 必要のない場面で裸や下着の状態にする。
- 本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する。 など

③ネグレクト

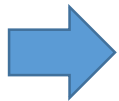
保育所等に通うこどもの心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、当該保育所等に通う他のこどもによる①②又は④までに掲げる行為の放置その他の保育所等の職員としての業務を著しく怠ること。



- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込める。
- しつけと称して、廊下や別室にこどもを一人で放置する。
- ベビーベットやサークルにこどもを入れたまま放置する。
- こどもの健康・安全への配慮を怠っている。
- おむつを替えない、汚れている服を替えないなど長時間ひどく不潔なままにする。
- 泣き続けるこどもに長時間関わらず放置する。
- 視線を合わせ、声をかけ、抱き上げるなどのコミュニケーションや情緒的欲求に応えず保育を行う。
- 他の職員等がこどもに対し不適切な指導を行っている状態を放置する。 など

④心理的虐待

保育所等に通うこどもに対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の保育所等に通うこどもに著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。



- 名前を呼び捨てにする、「お前」「てめえ」などと呼ぶ。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等をこどもの前に強く置くなどして大きな音を出しこどもを委縮させる。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかける。
- こどもの特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかう。
- 他のこどもとは著しく差別的な扱いをする。
- こどもを無視したり、拒否的な態度を示したりする。 など

「虐待等」と「虐待等と疑われる事案（不適切な保育）」の概念図

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり

虐待等と疑われる事案(いわゆる「不適切な保育」)

虐待等

虐待

- 身体的虐待
- 性的虐待
- ネグレクト
- 心理的虐待

この他、子どもの心身に有害な影響を与える行為

重点項目 1 (1)

- ◆虐待対応においては早期発見、早期対応が重要であるため、通告までの手順を作成し職員と共有すること。

＜児童虐待が疑われる例＞

子どもの身体的な状態把握

- ・低体重、低身長などの発育の遅れや栄養不良
- ・不自然な傷、あざ、骨折、火傷
- ・虫歯の多さ又は急な増加

子どもの情緒面や行動からの把握

- ・おびえた表情、表情の乏しさ、笑顔や笑いの少なさ
- ・極端な落ち着きのなさ
- ・激しい癇癪、泣きやすさ
- ・言葉の少なさ
- ・多動、不活発、攻撃的行動
- ・衣類の着脱を嫌う様子
- ・食欲不振、拒食・過食

子どもの養育状態の把握

- ・不潔な服装や体で登園する
- ・不十分な歯磨きしかなされていない
- ・予防接種や医療を受けていない

保護者や家族の状態把握

- ・子どものことを話したからない
- ・子どもの心身について説明しようとするしない態度
- ・子どもに対する拒否的態度
- ・過度に厳しいしつけ
- ・叱ることが多い
- ・理由のない欠席や早退
- ・不規則な登園時間

参考：保育所保育指針解説 P299～P300

保護者やその他の者で子どもに対して行う虐待行為

1 4つのタイプ

児童虐待とは、保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者）がその監護する子どもに対して行う行為で、具体的には以下の4つの類型が児童虐待防止法に規定されています。



職員間で確認するとよいポイント

セルフチェック

- 不適切な保育を見かけた、見つけた時の対応を職員と確認している。
- マニュアル等を参考に、職員で話す機会（職員会・園内研修等）をつくっている。

- しつけと称して、児童の頭や頬を叩く、突き飛ばす、蹴る、頭を小突くなどの行為はしていない。
- 言うことを聞かせるために倉庫や押し入れなど狭いところに閉じ込めたことはない。
- 寝かしつけるときにパンパンと音がするほど強く児童の体を叩くことはない
- 食事の際に、児童の頭や体を押さえつけて、無理やり口に食事を入れていない。
- しつけと称して、廊下や別室に児童を一人で放置していない。
- ベビーベッドやサークルに児童を入れたまま放置していない。
- 不必要に大きな声を出したり、食器等を児童の前に強く置くなどして大きな音を出し児童を萎縮させていない。
- 言うことを聞かせるために、「おやつを抜きにするよ」などの言葉を投げかけていない。
- 児童の特徴的な容姿やしぐさ・動きなどをからかうことはない
- 名前を呼び捨てにする、「お前」、「てめえ」などと呼んでいない。

重点項目 1 (2) ~ (4)

1 児童一人一人に応じた適切な保育の実施

(2) 保育所保育指針に準じて適切な保育(こどもの個人差に配慮し、一人一人の発達過程に応じた保育)が行われているか。

- 児童福祉法及び関係法令、保育所保育指針、児童の権利に関する条約等と各保育所の保育方針を踏まえ、乳児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行すること。

(3) 食物アレルギー等のこどもの状況に応じた食事の提供が適正に行われているか。

- 小学校就学前のこどもの年齢や発達、健康状態等に配慮した食事内容とすること。また、食物アレルギー等を有するこどもの保育については、保護者と連携し、医師の診断及び指示に基づき適切な対応を行うこと。

(4) こどもの健康状態を適正に把握しているか。

- 登園の際、健康状態の観察を行い、保護者から乳幼児の健康状態の報告を受けること。
また、降園の際は、登園時と同じ観察を行い、保護者に乳幼児の観察を報告すること。

重点項目 2 (1) ~ (3)

2 安全対策の徹底

(1) 乳幼児突然死症候群の予防及び睡眠中の事故防止対策は徹底されているか。

- ◆医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向けに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること。

(2) 食事中の誤嚥及び窒息等の事故防止対策が徹底されているか。

- ◆こどもの食事に関する情報（咀嚼や嚥下機能を含む発達等）や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去すること。
 - ・こどもの年齢月齢によらず、普段食べている食材が窒息につながる可能性があることを認識して、食事の介助及び観察をする。
 - ・物を口に入れたまま、笑ったり、泣いたり、声を出したりすると、誤って吸引し窒息・誤嚥するリスクがある。

(3) 安全点検を定期的実施したうえで文書として記録し、こどもの誤飲等の事故防止対策を徹底しているか。

- ◆危険な場所、設備等を把握すること。
- ◆危険の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて保育室内及び園庭内の点検を定期的実施する。
- *施設・事業者は、予め点検項目を明確にし、定期的実施した上で、文書として記録するとともに、その結果に基づいて、問題のある個所の改善を行い、また、その結果を職員に周知して情報の共有化を図ること。

重点項目 2 (4) ~ (5)

(4) 各施設で策定した安全計画に基づき、散歩等の園外保育時、プール・水遊び時、その他、保育中の事故防止に配慮しているか。

◆各施設で策定した安全計画に基づき、こどもの安全確保に関する取り組みを計画的に行うこと。
また、定期的に計画を見直すとともに必要に応じて安全計画の変更を行う。

- 園外で活動する場合は、活動場所、活動状況等が極めて多岐にわたるため、目的地や経路について事前に安全確認を行い、職員間で情報を共有するとともに園外活動時の職員体制とその役割分担、緊急事態が発生した場合の連絡方法等について検討し、必要な対策を実施すること。
- プール・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、また、その役割分担を明確にする。
- こどもの登降園は、送迎時におけるこどもの安全確保上、原則として保護者が行うべきことを保護者に徹底する必要がある。

(5) 上記(1)～(4)にかかると事故発生時の対応等が適切に行われているか。

重点項目 2(6)

(6) 感染症、食中毒等の予防対策が徹底されているか。

感染症予防対策

抵抗力が弱く、身体の機能が未熟である乳幼児の特性等を踏まえ、感染症に対する正しい知識や情報に基づく感染予防のための適切な対応をすること。

- 感染経路対策 → 飛沫感染対策・空気感染対策・接触感染対策
- 予防接種の勧奨
- 予防接種歴、感染症歴の把握
- 感染症の疑いのあるこどもへの対応
- 嘱託医、保健所等の関係機関との連携

食中毒予防対策

- 調理従事者及び調乳担当者の検便検査、健康チェック
- 調理室内の衛生管理、点検
- 調理器具、用具、食具等の衛生管理
- 原材料及び調理済み食品の保存

1 保育内容等 ※特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

調査内容	評価事項
<p>○乳幼児が安全で清潔な環境の中で、遊び、運動、睡眠等をバランスよく組み合わせた健康的な生活リズムが保たれるように十分に配慮がなされた保育計画を定め実行しているか。</p>	<p>*デイリープログラムを作成すること。 ・外気浴の機会が適切に確保されているか。</p> <p>*沐浴、外気浴、遊び、運動、睡眠等に配慮すること。（乳児）</p> <p>*屋外遊戯の機会を適切に確保すること。（幼児）</p>

1 【区】保育内容等 ※定期利用保育室立入調査検査基準

調査内容	評価事項
<p>○保育内容等 保育所保育指針に準じて運営しているか。</p>	<ul style="list-style-type: none">• 保育所保育指針に準じて、適切な保育が行われているか。 <p>* 全体的な計画を作成することが望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none">• 各保育所の「保育の方針」「目標」に基づき、こどもの発達過程を踏まえて、保育の内容が組織的・計画的に構成され、保育所の生活全体を通して総合的に展開されるよう、全体的な計画を作成することが望ましい。• 全体的な計画は、保育所保育の全体像を包括的に示すものとし、これに基づく<u>指導計画</u>、<u>保健計画</u>、<u>食育計画</u>等を通じて、各保育所が創意工夫して保育できるように作成することが望ましい。

1 【区】保育内容等 ※定期利用保育室立入調査検査基準

調査内容	評価事項
<p>○保育内容等 保育所保育指針に準じて運営しているか。</p>	<p><長期的な指導計画の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> • 全体的な計画に基づき、具体的な保育が展開されるよう、こどもの生活や発達を見通した計画であることが望ましい。 • ねらい、保育内容（養護と教育）、保育内容に対する配慮、評価反省を記載し、全体的な計画と連動した内容を含む項目を整えることが望ましい。
	<p><短期的な指導計画の作成></p> <ul style="list-style-type: none"> • 長期的な指導計画に関連しながら、より具体的なこどもの日々の生活に即した計画を作成することが望ましい。 • 全体的な計画、長期的な指導計画との関連性をもたせることが望ましい。
	<p><個別的な指導計画の作成></p> <p>*3歳未満児(0、1、2歳)については、<u>個別的な指導計画</u>を作成すること。</p>
	<p><保育日誌の作成></p> <p>*保育日誌は、こどもの実態やこどもを取り巻く状況の変化などに即した保育の過程を記録として作成すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • クラス全体の保育の状況を記録していることが望ましい。 • 保育のねらい、配慮、主な活動の様子、保育の振り返り等を記録していることが望ましい。 <p>*0、1歳児については個人別記録を作成すること。</p>
	<p>*指導計画と同様に、こどもの発達等を見通した計画であること。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 保健計画、食育計画を作成することが望ましい。

➤指導計画、日誌には、ねらい、配慮、保育内容（養護と教育）、保育内容に対する配慮、評価反省を記載することが望ましい。

1 【区】保育内容等 ※定期利用保育室立入調査検査基準

その他の指導計画

1.長時間にわたる保育について

- こどもの発達過程、生活リズム及び心身の状態に十分配慮して、保育内容や方法、職員の協力体制、家庭との連携等を指導計画に位置付けることが望ましい。

2.障がいのあるこどもの保育について

- 一人一人のこどもの発達過程や特性を把握し、適切な環境の下で、他のこどもとの生活を通してともに成長できるよう、指導計画に位置付けることが望ましい。

3.異年齢保育について


- 異年齢の編成による保育は、こどもの発達差が大きいいため、保育のねらい、配慮は年齢ごとに作成する。

- 指導計画の中に『長時間にわたる保育』の位置付けをすることが望ましい。
- 指導計画の中に『障がいのあるこどもの保育』の位置付けをすることが望ましい。
- その子の発達過程や特性に応じて、少しずつ達成できるよう細やかに設定し、家庭、関係機関と連携した支援のための計画を作成することが望ましい。
- 異年齢の指導計画、保育日誌などを記載する際は、活動内容は同じでも、保育のねらい、配慮等は年齢ごとに記載する（土曜日合同保育も同様）ことが望ましい。


2 給食 ※特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

調査内容	評価事項
<p>○食器や哺乳ビン、ふきん、まな板、なべ等は十分に殺菌したものを使用しているか。また、哺乳ビンは使用することによく洗い滅菌しているか。</p> <p>○調理室が清潔に保たれているか。</p> <p>○調理方法が衛生的であるか。</p> <p>○配膳が衛生的であるか。</p> <p>○食事時、食器類や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用されていないか。</p> <p>○原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食を含む)について腐敗、変質しないよう冷凍または冷蔵設備等を利用する等適切な措置を講じているか。</p>	<p>*食器、まな板、なべ等は、十分に殺菌したものを使用すること。</p> <p>*哺乳ビンは、使用することにより洗い、滅菌すること。</p> <p>*調理室を清潔に保つこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 調理室に残飯が残っていないか。 • 調理方法が衛生的であるか。 • 配膳を衛生的に行っているか。 <p>*食器や哺乳ビンは、児童や保育従事者の間で共用しないこと。</p> <p>*冷凍・冷蔵設備等を備えること。また、その他の食品の保存を適切に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 原材料、調理済食品の保存(持参による弁当、仕出し弁当、離乳食も含む)について、腐敗、変質しないよう冷凍又は冷蔵設備を適切に利用しているか。

3 【区】健康管理・安全確保 ※定期利用保育室立入調査検査基準

調査内容	評価事項
<p>○入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行っているか。</p>	<p>*入所児童に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none">• 入所（利用開始時）の健康診断が実施されているか。• 定期健康診断が実施されているか。• 健康診断の未実施者がいないか。• 健康診断の内容が不十分または記録に不備がないか。 <p> *立入調査では、嘱託医による健康診断の結果を確認しています。母子手帳の写しの提出は不可です。</p>

3 【区】健康管理・安全確保 ※定期利用保育室立入調査検査基準

調査内容	評価事項
<p>○調理、調乳に携わる職員には、月1回検便を実施しているか。</p>	<p>*月1回の検便を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 入所している者の食事調理する者及び調乳を行う者については毎月検便を実施する。  検便検査結果は、「結果日」でその月の検便検査結果があるか確認しています。 業者への提出が6月末、検便検査結果日が7月初旬になっている場合、7月の検便検査結果と判断しています。 採用時は、事前に検便検査を実施しているか確認しています。 退職月であっても、業務に従事している期間は、検便結果を確認しています。
<p>○調理及び調乳の際には、下痢、嘔吐、発熱などの症状、手指等に化膿創がないか等の点検を行っているか。</p>	<p>*点検を実施すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> 調理従事者及び調乳担当者は、常に健康状態（下痢、嘔吐、発熱等感染症が疑われる症状がないか、手指等に化膿創がないか）について、日々業務に従事する前にチェックし、記録する必要がある。 健康チェックは個人別、項目別に記録する。 健康チェック・衛生管理の自主点検の記録をしておく。

 立入調査では、**監視者の記録**を確認しています。

□プール・水遊びを行う場合は、監視者をたてている。

□監視を行う者とプール・水遊び指導を行う者を分けて配置している。

□監視者が明確にわかる（役割と担当者名）記録を作成している。
（プール日誌、保育日誌、日案等）

◆プールや水遊び時は、事故のリスクが高い場面です。

監視を行う者＝全体を見る
監視に専念する。



プール・水遊びの指導を行う者



立入調査では、生活管理指導表等を確認しています。

- 医師の診断及び指示に基づき、関係する職員や保護者と連携して行っている。
- 食物アレルギーに関する保護者との面談や、除去食の献立について、**施設長が関与していること**がわかるようになっている。
- 生活管理指導表等を基に状況を把握し、日頃より危機管理体制を整えている。
 - 一年に1回以上、再提出
 - 配慮や管理が必要なアレルギーをもつこどもの把握と対応
 - 保護者との連携
 - 配慮や管理の根拠となる書類の扱い、園内体制の整備
 - 配慮が不用（除去解除）になる書類の扱い、園内体制の整備
 - エピペン、アレルギー内服薬の管理、保管、取扱い
- 全園児を対象に、給食やおやつにアレルギー物品を含む食品(卵、小麦粉等)を一切提供していなくても、食物アレルギーをもつ子どもについては、「生活管理指導表」等を基に対応している。
- 緊急時・災害時等様々な状況を想定し、食物アレルギーをもつ子どもへの対応について、園内で共有している。



立入調査では、窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、
定期的に点検していることがわかるもの(例:点検チェック表)を確認しています。

- 窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置いていない。
- 保育士等による保育室内及び園庭内の点検を定期的に行っている。
- 定期的に点検していることがわかるものがある。
- 問題のある玩具や用具の改善を行い、職員に周知し、情報を共有している。

3 【区】健康管理・安全確保 ※定期利用保育室立入調査検査基準

調査内容	評価事項
<p>○園外保育時に複数の保育従事者が対応しているか。</p> <p>※バス等により児童の送迎を行う場合も、緊急時の対応に備え、運転手の他に1名以上職員が同乗することが望ましい。</p>	<p>*園外保育時に複数の保育従事者が対応すること。</p> <p>☞ 帰園後は、見落とし防止等の観点から、施設長等が人数確認をしてください。</p>

3 【区】健康管理・安全確保 ※定期利用保育室立入調査検査基準

調査内容	評価事項
○1回の事故について3億円、1人の事故につき3,000万円以上の賠償責任保険に加入しているか。	*賠償すべき事故が発生した場合に、損害賠償を速やかに行うことができるように備えること。 •基準以上の賠償保険に加入しているか。

〔根拠法令等〕「大田区一時保育事業実施要綱第31条」

児童に事故があったときは、区に速やかに事故報告書を提出しているか。

調査内容	評価事項
○児童に事故があったときは、区に速やかに事故報告書を提出しているか。	*報告を行うこと。

〔根拠法令等〕「大田区一時保育事業実施要綱第34条」

4 共通事項 ※特定子ども・子育て支援施設等指導検査基準

◆職員の健康診断

- ・ 職員の健康診断を採用時及び年に1回実施すること。

◆医薬品等の整備

- ・ 必要な医薬品、その他の医薬品を備えること。
- ・ 最低限必要な物：体温計、水まくら、消毒薬、絆創膏類。

◆事故発生時に適切な救命措置が可能となるよう、消防署が実施する救命講習を受講し、緊急通報訓練を実施すること。

- ・ 消防署等が実施する救命講習を過去3年以内に受講した保育従事者がいること。
- ・ 関係機関への通報訓練(119番通報等)を1年に1回以上実施すること。